

# 青森県報

第三千六十二号

平成二十一年  
三月二十三日  
(月曜日)

## 目次

### 訓令

議会事務局長の職にある職員に委任された事務等の専決代  
決規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 一

### 告示

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃  
止の届出…………… (障害福祉課) …… 二  
土地収用法による事業の認定…………… (監理課) …… 二

### 公告

争議行為の通知の公表…………… (労政・能力  
開発課) …… 四

### 議会

青森県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令…………… (総務課) …… 四

### 教育委員会

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令…………… (教職員課) …… 五  
青森県立学校臨時職員管理規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 六

### 選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表…………… (事務局) …… 六  
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出…………… (同) …… 六  
政治資金規正法による政治団体の解散の届出…………… (同) …… 七

## 訓

## 令

政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届  
出…………… (同) …… 七  
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の  
数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超え  
る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ  
て得た数とを合算して得た数)…………… (同) …… 八  
個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改  
正…………… (同) …… 八

### 青森県訓令甲第一号

議会事務局長の職にある職員に委任された事務等の専決代決規程の一部を改正する  
訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

議会事務局長の職にある職員に委任された事務等の専決代決規程の一部を改正  
する訓令

議会事務局長の職にある職員に委任された事務等の専決代決規程(昭和四十六年八  
月青森県訓令甲第二十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「議会事務局総務課長補佐の職にある」を「あらかじめ局長の承認を得て  
総務課長が指定する」に改める。

### 附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百七十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十一年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	所在地	廃止年月日
	名称	所在地	名称			
社会福祉法人青森県友人青森振興団	五所川原市大字金山盛山四二の八	短期入所	特別養護老人ホーム青山荘	五所川原市金山盛山四二の八	平成三・二・三	
社会福祉法人幸友会	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一九三三	身体障害者療護施設（通所部設）	身体障害者療護施設第二つちがた（通所）	五所川原市大字漆川浅井一二四の一	三・二・六	
社会福祉法人新生会	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢六の一	生活介護	上北療護センター	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢二の一	"	
社会福祉法人新生会	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢六の一	短期入所	上北療護園	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢六の一	"	
社会福祉法人新生会	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢六の一	身体障害者療護施設	身体障害者療護施設上北療護園	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢六の一	"	

青森県告示第百七十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規

定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 起業者の名称  
青森市
- 二 事業の種類  
文化観光交流施設（仮称・地域交流センター）整備事業
- 三 起業地
  - 1 収用の部分  
青森市浪岡大字浪岡字細田地内
  - 2 使用の部分  
なし
- 四 事業の認定をした理由
  - 1 法第二十条第一号の要件  
本件事業は、集客機能がある周辺観光施設についての情報発信拠点となる施設を整備することにより、長期滞在型観光の促進に寄与するとともに、地区の小中学生及び住民が地元の産業、歴史及び自然環境について学び、「地域を愛する心」を養うとともに、域外からの観光客との交流促進による中心市街地の活性化に寄与するものであり、法第三条第三十二号「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当すると認められる。
  - よって、本事業は法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
  - 2 法第二十条第二号の要件  
起業者である青森市は、旧浪岡町が平成十三年二月に策定した「浪岡町長期総合計画」及び平成十九年十月に同市が策定した「浪岡駅周辺整備基本計画」において、本件建物を「りんごの里浪岡」を象徴する「顔」としての機能を持った情報発信拠点と位置付け、かつ、適切な財源措置を既に講じていることから、事業施行について十分な意思と能力を有していると認められる。
  - よって、本事業は法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。
  - 3 法第二十条第三号の要件

青森市浪岡地区は、同市西部に位置し、肥沃で優良な農地に恵まれ、第一次産業が基幹産業であるが、近年は郊外型大規模店舗の進出等により人口が郊外に流出し、中心市街地の空洞化及び中心商店街の衰退が著しい状況にある。また、全国市区分において第3位の収量を誇るりんごや、浪岡城址をはじめとした中世の遺跡等、優れた観光資源を抱えている反面、二次交通の拠点となる浪岡駅前には集客施設がなく、更に駅前が未整備であることから、観光客の受入体制が脆弱である。

こういつた状況の中で、同市では、平成十三年二月に町民参加による街づくりを目指して旧浪岡町が作成した「浪岡町長期総合計画」及び平成十九年十月に策定した「浪岡駅前周辺整備基本計画」に基づき各種事業を実行しているところである。

本件事業は、これらの計画に基づいて浪岡駅前の施設整備を行う事業の一つであり、空洞化した中心市街地の再生を促すために「りんごの里浪岡」を象徴する「顔」として、地域の魅力を発信することにより観光客を誘致するとともに、現在整備中の駅前周辺施設である「低温熟成施設」等と一体化し、りんごをはじめとした地元産品の展示販売を行い、また、りんごもぎ体験が出来るりんご園を併設している「道の駅「なみおか」アップルヒル」、現在建設中でりんごの長期保存法であるCA貯蔵法の見学が出来る「青森市りんごセンター」及び浪岡城址等からの発掘物の展示を行う「青森市中世の館」等、集客機能を持つ周辺施設についての情報発信拠点となるものであり、地元農業者との連携による通年型・長期滞在型観光の促進に寄与するものである。

また、地区内のりんご園で栽培され、樹勢の衰え等により伐採されることとなっていた樹齢約百年のりんごの古木を、地域のりんご産業の歴史の象徴として設置する。それとあわせ、りんごの古木に生息し、青森市の鳥とされている「ふくろう」や、同じく同市の昆虫とされ、きれいな水辺にしか生息することが出来ないため豊かな自然の象徴とされている「ホタル」の生態等について展示・保護活動を行うものである。以上、地元小中学生及び住民が地域の歴史及び自然環境について学ぶことにより「地域を愛する心」を養うとともに、観光客等との交流促進による中心市街地の活性化にも寄与するものである。

一方、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年青森県条例第五十六号）に定める対象事業には該当しないが、本件事業の施行により環境に与える影響として、周辺地域に対する工事

施工中の騒音・振動及び供用後の騒音・日照・施設利用者の車両による交通の影響が考えられる。工事施工中の騒音・振動については、低騒音型・排出ガス対策型の重機を使用することとし、供用後については、施設駐車場利用者に対してアイドリングストップについての理解と協力を求める対策を講じる等、本施設の適正な管理運営に努めることとしている。日照に関しては、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の基準を満たしていることが確認されている。また、本施設の利用に伴う交通の影響については、現在同市において浪岡駅前広場の整備を行っており、駅利用者の自家用車やタクシー等による混雑や車両動線の輻輳は改善されつつあり、また、隣接地に駐車場が新たに整備されることから、本件事業が周辺へ与える交通の影響は軽微であると認められる。

周辺の自然環境への影響については、既存環境調査資料により確認したが、希少動植物等の生息範囲とはなっていないことから、本件事業が自然環境に与える影響はほとんどないと考えられる。

史跡・文化財への影響については、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）による埋蔵文化財包蔵地の存否について、同市教育委員会に確認したところ、同委員会から起業地内に埋蔵文化財包蔵地は存しないとの回答を得ている。

なお、当該敷地は東日本旅客鉄道株式会社が所有する法第三条第七号に該当する「鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設」の敷地が含まれているが、当該鉄道事業を休止することのない工法を採用していることから、鉄道利用者が受ける公共の利益は失われない。

起業地の選定にあたっては、本事業が地域住民、青森市民及び観光客が交流することを通じて、浪岡地区の発展を目的とするものであるため、次の条件を満たす候補地三箇所を選定して比較検討を行ったものである。

ア 浪岡駅に近接し、各観光地や駅前商店街等へのアクセス性に優れること。

イ 事業に必要な十分な土地の確保ができること。

ウ 経済性に優れること。

第一案（青森市浪岡大字浪岡字細田内・浪岡駅東側）は、浪岡駅改札口に隣接しており、駅前商店街にも徒歩でアクセス可能である。また、同駅前整備事業により十分な駐車スペースが確保されていることから、新たに駐車スペースを整備する必要がないため、起業地面積は三案中最も少ない。ただし、起業地は現況が宅地であるため、総事業費では第二案には優り、第三案にはやや劣る。

第二案（同市浪岡大字浪岡字細田内…浪岡駅西側）は、第一案同様に浪岡駅と近接している。しかし、駅改札口や駅前商店街とは軌道を挟んで反対側となることから、第一案と比較して交通連携及びアクセス性に劣る。また、起業地が田であり軟弱地盤の改良が必要となること、既存の駐車場があるが大型車両の駐車スペースを別途確保する必要があり、起業地面積及び総事業費では第一案に劣る。

第三案（同市浪岡大字浪岡字細田内…浪岡川左岸）は、市有地であり用地買収費用が生じないことから事業費は三案中最も安価であるが、浪岡駅から三百メートル程離れていること及び同駅前から駅前商店街への動線から大きく外れているため、交通連携及びアクセス性が三案中最も劣る。

よって、総合的に判断すると、本件申請案である第一案は、第二案及び第三案よりも優れているものと認められる。

4 法第二十条第四号の要件  
 以上のことから、本事業により得られる公共の利益と失われる利益を比較考量した結果、本事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、本事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められることから、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

平成二十二年十二月の東北新幹線全線開通・新青森駅開業に向け、浪岡地区の「顔」となる本事業の施行により得られる社会的、経済的効果は早期に発現される必要がある。

また、本事業に係る起業地の範囲は文化観光交流施設の設置に必要な最小限の範囲であり、更に、収用の範囲には一時的利用に供されるものは存在せず、使用の手段は馴染まないことから、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

五 以上のとおり、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
 青森市役所浪岡庁舎

## 公 告

### 争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十一年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 一 争議行為の目的

医療等労働者の大幅増員、賃金と雇用の確保等

#### 二 争議行為をなす日時

平成二十一年三月二十六日午前零時以降受結に至るまでの期間

#### 三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部

#### 四 争議行為の概要

右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

## 議 会

### 青森県議会訓令第一号

議会事務局職員一般

青森県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十三日

青森県議会議長 田 中 順 造

青森県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

青森県議会事務局処務規程（昭和四十七年三月青森県議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（課及び室）

第二条 青森県議会事務局条例（昭和四十七年三月青森県条例第二十五号）の定めるところにより置かれる課及び室は、次のとおりである。

- 総務課
- 議事課
- 調査課
- 図書室

第三条の見出し中「室及び係」を「及び室」に改め、同条第一項中「事務分掌に係る事務」を「分掌事務」に改め、同項の総務課の項の第四号中「報酬」を「議員報酬」に改め、同項の第五号中「発送」を「及び発送」に改め、同項の第八号中「出納」を「及び出納」に改め、同項第十四号を第十六号とし、同項第十三号中「属しない」の下に「事務に関する」を加え、同項第十五号とし、同項第十二号の次に次の二号を加える。

十三 議員の資産等の公開に関すること。

十四 各委員長合同会議に関すること。

第三条第一項の議事課の項の第一号中「本会議」を「定例会及び臨時会」に改め、同項の第四号中「全員協議会」を「各会派代表者会議、議員全員協議会及び各会派世話人協議会」に改め、同項の第五号中「議長会議及び局長会議」を「全国都道府県議会議長会及び北海道・東北六県議会議長会」に改め、同項の第六号中「及び諸会議の記録」を削り、同条第一項の調査課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第二項を削る。

第四条第一項中「課に課長補佐、係に係長」を削り、同条第二項中「総括副参事及び副参事」を削り、同条第三項中「応じ」の下に「総括副参事、副参事、」を加え、同条第四項中「主事及びその他の職員」を「主事、技能技師及び技能主事」に改め、同条第五項中「課長補佐」及び「係長」を削り、「書記」を「書記」に改める。

第五条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を削り、第十項を第八項とし、第十一項を第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

- 10 技能技師は、上司の命を受け、技能的業務に従事する。
- 11 技能主事は、上司の命を受け、労務的業務に従事する。

第五条第十二項を削る。

第七条中「別表第二」を「別表第一」に改める。

第九条第一項中「課長補佐（図書室にあっては、主幹）」を「あらかじめ事務局長の承認を得て課長又は室長が指定する職員」に改め、同条第二項を削る。

第十一条第三項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

別表第一を削る。

別表第二の総務課長の項中二から四を削り、同表を別表第一とする。

別表第三を別表第二とする。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育委員会

青森県教育委員会訓令甲第一号

各 県 立 学 校

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十三日

青森県教育委員会

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員規程（昭和三十二年十一月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号中「第二条第二号」を「第二条第一号（免許状更新講習の受講に係る職務に専念する義務の免除に関する）に限る。」及び第二号「に改める。

様式第一号中「~~審判~~」を「~~審判~~」に改める。

様式第一号中「~~審判~~」を「~~審判~~」に改める。

様式第六号から様式第九号まで及び様式第十二号から様式第十三号の二までの規定中「（一）」を「（二）」に改める。  
（三）」を「（四）」に改め、「（五）」を削る。  
 様式第二十三号中「（一）」を「（二）」に改め、「（三）」を削る。  
 附 則  
 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第一号

庁 内 一 般  
県 立 学 校

青森県立学校臨時職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十三日

青森県教育委員会

青森県立学校臨時職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県立学校臨時職員管理規程（昭和四十一年四月青森県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「（一）」を「（二）」に改める。

第二号様式の二中「（一）」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治

団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
七戸町の再生を考える会	石井 淳夫	松本 洋子	上北郡七戸町字笹田川久保五の九	平成 三・二九
天間章八後援会	天間 勝也	天間 廣美	上北郡七戸町字家ノ裏	平成 三・二六

青森県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十一年三月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党名川支部	主たる事務所の所在地	三戸郡南部町大字上名久井字上町五	三戸郡南部町大字平字野場四	平成 三・二二
代表者	中村 善一	野田 清八		

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
全国旅館政治連盟青森市支部	会計責任者	中山 大輔	柴田 一城	平成 三・二四
全国旅館政治連盟青森県支部	代表者	中村 嘉宏	小田桐 竹治	三・二四
小山田久後援会	主たる事務所の所在地	十和田市元町西一の一〇の三五	十和田市大字三本木字千歳森二〇三の二	三・二四
小又勉後援会	代表者	藤原 照雄	附田 俊仁	三・二五
高橋武志後援会	主たる事務所の所在地	三沢市東町一の一四の三	三沢市松園町一の一四の一四	三・二三
田中亨後援会	代表者	齊藤 博光	田中 哲雄	三・二三
石橋充志後援会	代表者	齋藤 益弘	松田 岩雄	三・二七
北日本政経懇話会	主たる事務所の所在地	八戸市根城二の一四の一八	八戸市根城五の五の二二	三・二七
友知会	主たる事務所の所在地	八戸市大字新井田字山道三の六	八戸市大字新井田字山道三の四	三・二九
山田知連合後援会	主たる事務所の所在地	八戸市大字新井田字山道三の六	八戸市大字新井田字山道三の四	三・二九
竹内亮一後援会	主たる事務所の所在地	上北郡東北町上北南二の三一の七九	上北郡東北町大字大浦字東道の上二四	三・三〇
今泉昌一後援会	主たる事務所の所在地	弘前市大字徳田町一五の一	弘前市大字百石町五七	三・三三

政治団体名	代表者	代表者	代表者	政治団体名	代表者	代表者	代表者
渡部英夫後援会	伊勢田 啓吉	渡部 政治	わたなべ英夫後援会	野呂 春治	野呂 秀雄	野呂 春治	三・二六
工藤正廣後援会	黒澤 伸夫	中野渡 石雄	三・二四	青森県産業廃棄物協会青森県地区政治連盟	山本 俊行	石鳥 雄一	三・二七
野呂国四郎後援会	野呂 春治	野呂 秀雄	三・二六	青森県選挙管理委員会告示第十三号	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。	平成二十一年三月二十三日	

青森県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年三月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
工藤祐直君を囲む会	平成二〇・三・三三	平成二・三・三三
北山明後援会	二〇・三・二六	二・三・二三
赤坂周一後援会	三・二・二六	三・二・二六
十和田いきいき市民会議	三・二・二〇	三・二・二七

青森県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資

金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
石橋 充志 (八戸市議会 議員)	北日本政経 懇話会	主たる事 務所の所 在地	八戸市根城二 の一四の一八	八戸市根城五 の一五の一	平成 二〇・二・二七
山田 知 (県議会議員)	友知会	主たる事 務所の所 在地	八戸市大字新 の六	八戸市大字新 の四	三〇・二・二九

青森県選挙管理委員会告示第十五号

平成二十一年三月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。))の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、三八七 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

- 東津軽郡選挙区 八、一九四 人
- 西津軽郡選挙区 六、六〇七 人
- 南津軽郡選挙区 六、九一六 人
- 北津軽郡選挙区 八、四五八 人
- 上北郡選挙区 二九、〇一二 人
- 三戸郡選挙区 二一、八九九 人
- 青森市選挙区 八四、二四〇 人
- 弘前市選挙区 五一、三四七 人
- 八戸市選挙区 六五、八六〇 人
- 黒石市選挙区 一〇、二九八 人
- 五所川原市選挙区 二一、〇〇〇 人
- 十和田市選挙区 一八、一三四 人
- 三沢市選挙区 一一、二〇八 人
- むつ市選挙区 二二、九四七 人
- つがる市選挙区 一〇、六七六 人
- 平川市選挙区 二一、九七八 人

青森県選挙管理委員会告示第十六号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号(個人演説会等を開催することのできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

表中

スポーツプラザときわ	藤崎町大字常盤字富田一九の一
------------	----------------

を



ふれあいずーむ館	藤崎町文化センター	スポーツプラザときわ
” 藤崎町大字藤崎字中村井二の一	” 藤崎町大字西豊田一丁目一	” 藤崎町大字常盤字富田一九の一

に改める。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭